

足立区ビーチボールバレー公認審判員認定規定

(概要)

足立区ビーチボールバレー連盟では、足立区ビーチボールバレー（以下本競技と称す）がその生涯スポーツとしてのなりたちから、自らの試合は自分たちの責任において審判をすることを理念とする。したがって専門の審判員をおかない代わりに、全ての競技者が一定水準の審判技術を有し、ルールや審判技術、指導技術の発展のため規定するものである。審判員認定の関しては階級制度を採用する。この階級は単に迅速かつ正確な審判技術による区分けではなく、目的に応じた規定とする。

第1条（目的）

本規定は連盟規約第3条①、②に基づき、本競技のルール、用具及び技術向上を行うことを目的にし、その手段の一つである審判員認定^{注1}に関し規定するものとする。

（注1） 審判員認定とは、上記目的を達成するために審判技術^{注2}を階層化してそれに見合ったものを認定することをいう。

（注2） 審判技術とは、実際にコートで審判を行うための技術、ルールや制度を考案検討する技術およびそれらの技術を指導する技術をいう。

第2条（審判の種別）

審判員は次の通り区別する。

- ① C級審判員
- ② B級審判員
- ③ A級審判員
- ④ 名誉審判員

第3条（審判員の定義）

- ① C級審判員とは本競技を理解し、本人が出場する試合の審判が出来る技術を有する者。
- ② B級審判員とはあらゆる大会の試合において円滑に進行できる審判技術を持ち、審判技術の向上及びC級審判員及び指導・育成に熱意のある者。
- ③ A級審判員とは最上級審判員として的人格見識に優れ、審判員全体の資質の向上に努め、下級審判員の育成に携われる者。ルールの解釈・運用に精通し、制度の体系化を行うとともに改正の具申が出来る者。
- ④ 名誉審判員とは足立区ビーチボールバレー連盟の審判活動に顕著な功績があり後進の指導・助言を行える者。

第4条（受験及び受講資格）

- ① C級審判員は、連盟登録者。
- ② B級審判員受験資格者は、C級審判員の認定を受けた者。
- ③ A級審判員受験資格者は、B級審判員の資格取得後3年以上経過していることと併せてA級審判員、審判部長の内1名以上の推薦がある者。

- ④ 名誉審判員とは、公認審判員として15年以上の活動実績があり顕著な功績があった者。また、A級審判員としての活動が顕著な者で、65歳に達した者。

第5条（認定基準）

C級審判員は審判認定講習会を受講し、A,B級審判員は認定試験を受験し、次に定める所定の基準を満たした者。但し、学科・実技どちらかのみ合格した者は、合格の有効期間を2年間とし、合格したほうの試験を免除とする。

① C級審判員

学科

1. ルールを理解していること。（択一式の試験問題）
2. 対戦成績表の作成が出来ること。（対戦結果記入済の成績表より順位を決定出来ること）

実技

1. 試合進行が出来ること。
（試合開始から終了までの手順が行え、得点を正確に与えられること）
2. 審判が出来ること。（大きな吹笛及び判定が出来ること）

② B級審判員

学科

1. ルールの理解及び説明が出来ること。（記述式の試験問題）
2. 完全な対戦成績表の作成が出来ること。（対戦結果より対戦成績表を完成出来ること）

実技

1. 円滑な試合進行が出来ること。
（審判同士の意思の疎通が図れ、ルールの適用の質問に答えられること）
2. 審判技術が正確なこと。
（C級基準に加えて、吹笛・判定のタイミング及びハンドシグナルが正確に出来ること）

③ A級審判員

A級審判員受験者は、ルールの解釈・スポーツ指導理論を文章にして提出すると共に審判技術の実技指導と併せて、本競技の基礎的運動技術の指導を行うことが出来ること。

④ 名誉審判員

名誉審判員は、足立区ビーチボールバレー連盟の審判活動に顕著な功績があり後進の指導・助言を行うことができること。

第6条（審判員の登録）

認定委員会を受験及び受講の態度・成績などを総合的に判断した上で、適当と認めた者に携行用認定証を発行し連盟に登録する。名誉審判員及びA級、B級審判員には連盟会長より別途認定証を授与する。

第7条（審判員の発表）

- ① 名誉審判員及びA級、B級審判員の発表は、連盟の総会・常任理事会などで本人立ち合いのもとに行う。
- ② C級審判員の発表は、各クラブの理事より行う。

第8条（審判員の更新）

- ① 審判員の認定証の有効期限は5年間とし、5年毎の年度末までに更新手続きをしなければならない。但し、更新時まで、研修を受けた回数が3回以上なければ更新出来ない。
- ② 更新に要する研修会受講回数は、年度内1回とする。但し、同年度内に複数回受講しても構わない。
- ③ 連盟脱退者（登録抹消者）は、脱退中も資格が有効期限まで失効しないが、研修会には参加出来ない。又、更新時に脱退している者はその資格を失効する。
- ④ 審判部員は在籍中の更新を不要とする。

第9条（審判員の取消）

次の場合、審判員の認定を取り消されることがある。

- ① 更新手続きを怠った場合
- ② 審判技術が低下した場合
- ③ 審判員としての名誉を傷つけた場合
- ④ 試合中に競技者との信頼関係を保てない場合

第10条（審判員研修会）

審判技術の向上のために、年1回以上行うものとする。

- ① A級及びB級審判員には審判部主催で行う。
- ② C級審判員には審判部員参加のもと各ブロック主催で行う。

第11条（認定委員会）

- ① 審判部内に設置する。
- ② 認定の合否・取消及び認定証の更新を行う。

付則

本規定は、平成11年12月9日より施行する。

改訂版は、平成12年4月1日より施行する。

改訂版は、平成15年4月1日より施行する。

改訂版は、平成19年4月1日より施行する。

改訂版は、平成23年4月4日より施行する。

改訂版は、令和6年4月21日より施行する。